

## 川崎市農地貸借奨励事業奨励金等交付要綱

(令和 8 年 6 月 1 1 日市長決裁 8 川経農地第 1 7 0 号)

(通則)

第 1 条 この要綱は、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成 13 年 3 月 21 日規則第 7 号、以下「規則」という。）で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 この要綱に定める事業を実施することで、市街化調整区域内の農地の貸借を促進し、農業の安定的継続及び農地の有効利用に寄与することを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 農地 農地法第 2 条に規定する農地（耕作の目的に供される土地）をいう。
- (2) 市街化調整区域 都市計画法第 7 条第 3 項に規定する市街化調整区域をいう。
- (3) 農地中間管理機構 農地中間管理事業の推進に関する法律第 4 条第 1 項に規定する農地中間管理機構をいう。
- (4) 農地整備 農地法第 32 条第 1 項第 1 号に規定する現に耕作の目的に供されていない（過去 1 年以上作物の栽培がおこなわれていない）農地の復旧（かん木の伐採・伐根、耕うん、整地等）をいう。

(事業)

第 4 条 この要綱において次の各号に掲げる事業を実施するものと

する。

(1) 農地貸借奨励金事業（以下「奨励金」という。）

(2) 農地整備補助金事業（以下「補助金」という。）

（実施区域）

第5条 前条の事業の実施区域は、本市市域内に所在する、市街化調整区域内の農地とする。

（奨励金及び補助金の対象者、貸借要件並びに額）

第6条 奨励金及び補助金の対象者、貸借要件並びに額は別表1のとおりとする。

2 前項の奨励金及び補助金の額は、千円止め（千円未満切り捨て）とし、予算の範囲内において交付するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する場合は奨励金及び補助金の交付対象者としないものとする。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

(2) 法人にあつては、代表者又は役員のうち暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者があるもの。

(3) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当するもの。

（奨励金の申請）

第7条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「奨励金申請者」という。）は、市長に対し、川崎市農地貸借奨励事業農地貸借奨励金

交付申請書（第 1 号様式）に、誓約書兼同意書（第 2 号様式）を添付し、1 月末までに提出しなければならない。

2 前項の申請は、奨励金交付申請の前年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間に貸借が開始されたものを対象とする。

（奨励金交付の決定、確定及び通知）

第 8 条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認められたときは、奨励金の交付を決定及び額の確定をし、川崎市農地貸借奨励事業農地貸借奨励金交付決定兼確定通知書（第 3 号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の申請）

第 9 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助金申請者」という。）は、市長に対し、別に定める日までに川崎市農地貸借奨励事業農地整備補助金交付申請書（第 4 号様式）に次の書類を添付し提出しなければならない。

（1）誓約書兼同意書（第 2 号様式）

（2）位置図（2,000 分の 1 程度の地図）

（3）農地整備を事業者に委託する場合は見積書

（4）農地整備前の全景写真

（市内中小企業者への優先発注）

第 10 条 補助金申請者は、農地整備を事業者に委託する場合であつて、補助金の申請額が 1,000,000 円を超えるときは、市内中小企業者（規則第 5 条第 2 項にいう中小企業者。以下同じ。）により入札を行い、又は 2 者以上の市内中小企業者から見積書の徴収を行わなければならない。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難しいと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この

限りではない。

(補助金の交付決定及び通知)

第 11 条 市長は、第 9 条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付を決定し、川崎市農地貸借奨励事業農地整備補助金交付決定通知書(第 5 号様式)により補助金申請者に通知するものとする。

(事業計画の変更)

第 12 条 補助金申請者は、前条の規定による通知を受けた場合において、事業計画を変更する必要があるときは、市長に対し川崎市農地貸借奨励事業農地整備補助金事業計画変更承認申請書(第 6 号様式)を提出し承認を受けなければならない。ただし、事業期間の終期を早める変更の場合は、この限りではない。

2 市長は、前項の規定による事業計画の承認申請があった時は、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金申請者に対し川崎市農地貸借奨励事業農地整備補助金変更承認通知書(第 7 号様式)により承認したことを通知するものとする。なお、前項の変更が収支予算書に係るものである場合は、前条で交付決定した補助金額を上限とする。

(申請の取り下げ)

第 13 条 補助金申請者は、第 11 条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金等の交付の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知を受けた日から起算して 14 日以内までに川崎市農地貸借奨励事業農地整備補助金取下書(第 8 号様式)によって申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係

る補助金等の交付の決定はなかったものとみなす。

(完了報告)

第 14 条 第 11 条の決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、農地整備が完了したときは、速やかに川崎市農地貸借奨励事業農地整備補助金完了報告書（第 9 号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 農地整備を事業者に委託した場合は領収書の写し

(2) 農地整備後の全景写真

(補助金の額の確定)

第 15 条 市長は、前条の完了報告を受けたときは、審査及び現地調査を行い、その内容が適切であると認める場合、補助金額を確定し川崎市農地貸借奨励事業農地整備補助金額確定通知書（第 10 号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(奨励金及び補助金の請求)

第 16 条 奨励金申請者及び補助事業者（以下「補助事業者等」という。）は、第 8 条又は前条の通知を受けた後、速やかに市長に奨励金又は補助金の請求書を提出しなければならない。

(奨励金及び補助金の返還)

第 17 条 市長は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金及び補助金の交付を取消し、既に交付した奨励金及び補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 第 6 条第 3 項に定める内容に該当することが判明したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により奨励金及び補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助事業者等が、当該奨励金及び補助金の交付要件を満たさ

ないことが判明したとき。

(関係書類の整備)

第 18 条 補助事業者等は、奨励金及び補助金の交付に関する証拠書類、経理書類及び交付申請の基礎となった書類を、交付を受けた日が属する会計年度の翌年度から起算して 5 年間（奨励金であって 6 年以上の貸借期間のものは 10 年間）保存しなければならない。

(報告及び検査等)

第 19 条 市長は、必要があると認める場合は、補助事業者等に対して報告を求め、若しくは事業の執行に関して必要な指示をし、又は関係職員により帳簿その他関係書類を検査させ、若しくは関係者から意見を聴取することができる。

(その他)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、経済労働局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 8 年 6 月 1 1 日から施行する。

(奨励金対象期間の特例)

2 第 7 条第 2 項の期間は、令和 8 年度に限り、施行日から 12 月 31 日までとする。

別表 1

|     | 対象者   | 貸借要件  | 額  |
|-----|-------|---|--|
| 奨励金 | 農地所有者 | (1) 農地中間管理機構を介した貸借であること。<br>(2) 貸借期間が3年以上であること。<br>(3) 新規又は再設定(面積増加又は期間を長くしたものに限る。)であること。 | 貸借期間及び奨励金区分(10aあたり)<br>(1) 3年以上6年未満 60千円<br>(2) 6年以上9年未満 120千円<br>(3) 9年以上 180千円<br>(奨励金交付額=面積(m <sup>2</sup> )×奨励金区分額/1,000(千円止め))  |
| 補助金 | 農地所有者 | (1) 農地中間管理機構を介した貸し付けをすることが確実であること。<br>(2) 貸借期間が6年以上であること。                                 | 農地整備を事業者へ委託する場合<br>(1) 補助率 事業費の10分の8以内<br>(消費税相当額は事業費に含めない。)<br>(2) 補助上限 2,000千円(面積が10a未満の場合は、面積(m <sup>2</sup> )×2千円以内)<br><br>農地整備を自ら行う場合<br>(1) 雑木なし 定額400円/m <sup>2</sup><br>(2) 雑木あり* 定額800円/m <sup>2</sup><br>(3) 補助上限 2,000千円 |
|     | 農地借受者 | (1) 農地中間管理機構を介した貸借であること。<br>(2) 貸借期間が6年以上であること。<br>(3) 原則使用貸借による権利であること。                  |  |

\* 雑木ありとは、目通り6cm以上の雑木が2本/100m<sup>2</sup>以上ある状態をいう。

(第1号様式)

川崎市農地貸借奨励事業農地貸借奨励金交付申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

(奨励金申請者) 氏名

住所

川崎市農地貸借奨励事業奨励金等交付要綱第7条第1項の規定に基づき、奨励金の交付を受けたいので申請します。

1 土地の所在等

| 土地の所在 | 地番 | 面積 (㎡) | 現況地目 |
|-------|----|--------|------|
|       |    |        |      |
|       |    |        |      |
|       |    |        |      |
| 合計    |    | (1)    |      |

2 農地貸借の概要

| 貸借期間 |     | 奨励金の区分 (2)<br>(該当にチェック)   | 借人氏名 |
|------|-----|---|------|
| 開始日  | 終了日 |   |      |
|      |     | <input type="checkbox"/> 60 千円 3年以上6年未満<br><input type="checkbox"/> 120 千円 6年以上9年未満<br><input type="checkbox"/> 180 千円 9年以上 |      |

3 奨励金申請額

\_\_\_\_\_ 円 (=面積合計 (1) × 奨励金区分額 (2) / 1,000、千円止め)

(第2号様式)

誓約書兼同意書

川崎市農地貸借奨励事業奨励金等交付要綱により、奨励金及び補助金を申請するにあたり、川崎市暴力団排除条例（平成24年3月19日条例第5条）第2条第2号に規定する暴力団員でないことを誓約し、市長が当該確認のため神奈川県警察本部に個人情報（住所、氏名、指名のふりがな、生年月日及び性別をいう。）を提供し、同条第8条に規定する排除措置対象（補助金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金を交付する事業の実施により、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう必要な措置の対象をいう。）の台頭を照会することに同意いたします。

年 月 日

申請者 住 所

ふりがな  
氏 名

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
〔法人・団体等の場合は、名称、役職及び代表者の氏名〕  
※原則、署名してください。

性 別（任意）

生年月日

役職等指名一覧表（※法人・団体等の場合、以下も記入してください。）

| 役職名 | ふりがな<br>氏 名 ※原則、自筆署名 | 生年月日 | 性別<br>(任意) | 住所 |
|-----|----------------------|------|------------|----|
|     |                      |      |            |    |
|     |                      |      |            |    |
|     |                      |      |            |    |
|     |                      |      |            |    |
|     |                      |      |            |    |

※次の場合は署名に代えて記名押印することができます。

- 1 法人が申請者の場合で代表者（又は申請の権限を有する者）が自ら署名することが困難な場合
- 2 申請者が心身の故障その他の理由により自ら署名することが困難な場合

(第3号様式)

(第3号様式)

川崎市指令 第 号

住 所

氏 名

様

川崎市農地貸借奨励事業農地貸借奨励金交付決定兼確定通知書

年 月 日付で申請のあった川崎市農地貸借奨励事業農地貸借奨励金については、川崎市農地貸借奨励事業奨励金等交付要綱第8条の規定に基づき、次のとおり決定し額を確定しましたので通知します。

年 月 日

川崎市長

1 交付確定額 円

2 交付条件

(1) 川崎市農地貸借奨励事業奨励金等交付要綱の定めに従うこと。

(第4号様式)

川崎市農地貸借奨励事業農地整備補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

(補助金申請者) 住所

氏名 [団体の場合は、名称及び代表者の氏名]

川崎市農地貸借奨励事業奨励金等交付要綱第9条の規定に基づき、補助金の交付を受けたいので申請します。

1 補助金交付申請額 円

2 事業計画

(1) 事業実施場所

| 土地の所在 | 地番 | 面積 (m <sup>2</sup> ) |
|-------|----|----------------------|
|       |    |                      |
|       |    |                      |
|       |    |                      |
| 合計    |    |                      |

(2) 事業期間

(3) 収支予算書 (農地整備を自ら行う場合は不要)

(第5号様式)

川崎市指令 第 号

住 所

氏 名 様

川崎市農地貸借奨励事業農地整備補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった川崎市農地貸借奨励事業農地整備補助金については、川崎市農地貸借奨励事業奨励金等交付要綱第11条の規定に基づき、次のとおり決定しましたので通知します。

年 月 日

川崎市長

1 交付金額 円

2 交付条件

(1) 川崎市農地貸借奨励事業奨励金等交付要綱の定めに従うこと。

(第6号様式)

川崎市農地貸借奨励事業農地整備補助金事業計画変更承認申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

(補助事業者) 住所

氏名 [団体の場合は、名称及び代表者の氏名]

年 月 日付け川崎市指令 第 号で通知のあった農地整備について、次のとおり事業計画の内容を変更したいので、川崎市農地貸借奨励事業奨励金等交付要綱第12条第1項の規定に基づき申請します。

1 変更の理由

2 変更内容

(第7号様式)

川崎市農地貸借奨励事業農地整備補助金変更承認通知書

川崎市指令 第 号

(補助事業者) 住所

氏名 [団体の場合は、名称及び代表者の氏名]

年 月 日付で申請のあった川崎市農地貸借奨励事業農地整備補助金変更承認申請については、川崎市農地貸借奨励事業奨励金等交付要綱第12条の規定に基づき、内容審査の結果、次のとおり承認します。

年 月 日

川崎市長 名

- 1 変更の内容：
- 2 承認後の補助対象経費： 円
- 3 承認後の交付決定金額： 円
- 4 次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがあります。
  - (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
  - (2) 補助金を補助事業以外の他の用途に使用したとき。
  - (3) 補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をしたとき。
  - (4) 補助金の交付決定の内容、又はこれに付した条件、当該要綱の規定その他法律等に基づき市長が行った指示、若しくは命令に違反したとき。

(第8号様式)

川崎市農地貸借奨励事業農地整備補助金取下書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

(補助事業者) 住所

氏名 [団体の場合は、名称及び代表者の氏名]

年 月 日付け川崎市指令 第 号で通知のあった農地整備について、申請を取り下げます。

(第9号様式)

川崎市農地貸借奨励事業農地整備補助金完了報告書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

(補助事業者) 住所

氏名 [団体の場合は、名称及び代表者の氏名]

年 月 日付け川崎市指令 第 号で通知のあった農地整備が完了しましたので報告します。

1 完了日 年 月 日

2 添付書類

(1) 領収書の写し (農地整備を業者に依頼した場合)

(2) 農地整備後の全景写真

(第10号様式)

川 第 号  
年 月 日

住 所

氏 名

様

川崎市長

川崎市農地貸借奨励事業農地整備補助金額確定通知書

年 月 日付けで完了報告のあった川崎市農地貸借奨励事業農地整備補助金  
について、川崎市農地貸借奨励事業奨励金等交付要綱第15条の規定に基づき、次のとおり  
確定したので通知します。

- 1 交付決定年月日
- 2 交付決定通知番号
- 3 交付決定額
- 4 交付確定額